

岡本の国会での質問

180-衆-厚生労働委員会-6号 平成24年03月21日

○小林(正)委員 新党きづなの小林正枝でございます。

児童手当法の一部を改正する法律案及び修正案について質問させていただきます。

二〇〇九年に発表されました民主党の政権政策、マニフェストでは、子ども手当を創設する意義として、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援すること、そして、安心して出産し、子供が育てられる社会をつくることを政策目標に掲げられました。私は、この考え方自体に誤りはないと今でも思っております。

子育ては、第一義的には親の責任であることは言うまでもありません。が、次の世代を担っていく子供たちを社会全体で全面的にバックアップしていくことに反対する人はいないであろうと思っております。

そういう意味からしますと、民主、自民、公明の三党修正案で所得制限を求めていることに、私は違和感を覚えます。例えば、所得がたくさんあって手当は必要ないと思う方は恐らく受給の申請をしないと思いますので、私は不必要なことだとも思います。

まず、なぜ所得制限が必要なのか、その理由をお聞かせください。もとより、民主党さんは所得制限など毛頭考えておられなかったと思いますが、違いますでしょうか。

また、夫婦と子供二人世帯の場合、年収九百六十万円を境に支給のされ方が変わるのか、その根拠について、修正案の提案者より、それぞれお聞かせいただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 御質問いただきました、修正案で理念がどういうふうに表示されているか。

健やかな成長という言葉に私は意味を込めたつもりでありまして、これはまさに、これまで民主党が掲げてきた、一人一人の子供の育ちを社会全体で応援するという、こういう観点を継承し、これから育ていく子供さん、当然のことながら、先ほど委員もおっしゃいましたが、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するというのは事実でありますから、それを踏まえて、今回、こういう規定にした。

それからまた、いわゆる所得制限のあり方についてでありますけれども、これについてはさまざまな御意見はあると思っております。ただ、昨年八月の三党合意に基づく中で所得制限という言葉が出てきたわけでありまして、これを踏まえて、今回、党としての方針をこの法案に体现された、こういうふうに理解をしております。

なお、九百六十万円という数字については、現法律の中に書いている金額ではありませんので、恐らく、これは私の推測でありますから政府に聞いていただかなければいけませんけれども、これから政令でその金額を定めていくんだろうというふうに理解をしております。

○藤田大臣政務官 保護者の責任と社会の責任ということについてお尋ねでございますけれども、委員もよく御承知のように、民主党が提案をいたしました子ども手当では、親が子の扶養義務を負っているということを前提としつつ、次代を担う一人一人の子供の育ちを社会全体で応援する、こうした観点から実施したものでございました。

今回の政府案の目的規定では、こうした点をより明確化し、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との文言を追加したものでございまして、子育てを社会全体で支援していくということを軽視しているものでは決してございません。

○岡本(充)委員 先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、第一義的な責任がどこにあるのかということについて、委員と考えが違っているというわけではありませんし、我々の修正案を通じ

でもこれまでの理念を守っている、私はこのように考えています。

○田村(憲)委員 もととの民主党さんがお考えになられておられた子ども手当、目的がなかったもので、趣旨という形でございましたので、どういう考え方であったのかよくわかりませんが、自民党という立場でお答えをすれば、我が党は、綱領にも書いてありますとおり、まず、自助努力が一番に来ます。だから、自助。それから、共助。共助は、独立した個人の集まり、それがお互いに助け合うという考え方がある。そして、その上で、公助という、ある意味政府ですけれども、ここがお手伝いをする。社会という意味からすると、共助と公助というもののミックスになるのかもわかりませんが、まずは家庭も含めた自助努力というものが我が党の基本的な考え方であります。

ですから、子供を育てる一義的な主体となる家庭が非常に経済的に余裕があるのであるならば、そこで自助努力をしていただくのがまず始まりであろうと。ただ、そうはいっても、時代時代によって子供にかかる子育ての費用は当然変わりますし、そういうものを鑑みながら、社会の状況を鑑みながら、共助であるとか公助というような形でそれを社会で支えていくという考え方でございますので、まさにこの書きっぷりというのは、私は、我が党の考え方に非常に合致しておるなど。

決して、社会の責任というのがないというわけではないんです。ただ、第一義的にはまず自助というのが我が党の精神でございますから、そういう意味では、この法律の書きっぷりというのは非常に我々にとってはその理念に依拠しておるといふふうに考えております。

○岡本(充)委員 御質問になられた名前の変遷について、私はそれを見ているわけではありませんが、さまざまな議論があったのは事実であります。児童と子どもについての意味合いについては、それぞれ今大臣もお答えになりました法律の定義がありますし、もちろん、辞書を引けばそれぞれ書いてはありますけれども、それぞれの思いが込められている言葉であるという中で、今回、児童手当法の一部改正をもって子供さんたちに対する現金給付をしていくという考え方、こういった考え方を安定的なものにしていくということでもありますから、そういう大きな流れの中で、今回、児童手当という名前が出てきた、こういうふうには承知をしております。

なお、民主党、自民党、公明党との三党合意の中では、今回のこの合意については、新たな児童手当制度を構築するということにしておりますので、その点についても委員には御理解をいただきたいと思っております。

○仁木委員 あと、少し事務的な話もありますが、共同提案者にお聞きします。今回の所得制限の九百六十万円ということについてでございます。

先ほど来答弁もされているようでございますが、このことに関しまして、事務的な経費もおよそ百億円必要だというふうに言われております。改めて、三党合意の中で、できるだけ我が党の、民主党の本来主張してきた理念を崩すことなくやってきた御努力のこと、あるいはまた、二〇一五年の一月からマイナンバー制度の導入も言われております。そういった事務経費たる百億円のものも、やはりこのナンバー制度の導入等々によってコストも削減されるかもしれませんし、現場の混乱もかなり少なくなるとも予想されます。

そういったことも踏まえまして、答弁の方、よろしく申し上げます。

○岡本(充)委員 今御指摘いただきました、所得把握をどのようにして行っていくかというのは工夫が必要だろうと思っておりますし、既にマイナンバーに関する法律も国会に提出をされているという状況であります。最終的に、その運用を通じて所得把握という方法が確立されてくれば、それは年収を把握する大きなツールになるんだらうとは思っています。

なお、この法案における修正を踏まえても、所得制限の額を幾らにするかというのは三党合意に基づいての話でありまして、現に今の段階で法案に盛り込んでいるわけではないということを繰り返しお話をしておりますし、我々の理念をもってこの法律を堂々と皆さんにお示していきたい、こ

のように考えているところであります。